

市立伊丹ミュージアム条例の制定について

市立伊丹ミュージアム条例を別記のとおり制定する。

令和3年9月2日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

市立伊丹ミュージアムを設置するため。

市立伊丹ミュージアム条例（令和３年伊丹市条例第
号）

（設置）

第１条 歴史、文化及び芸術に関する事業を推進することにより、市民の教養の向上並びに文化及び芸術の振興を図るとともに、まちのにぎわいの創出に寄与するため、市立伊丹ミュージアム（以下「伊丹ミュージアム」という。）を設置する。

（位置）

第２条 伊丹ミュージアムの位置は、伊丹市宮ノ前２丁目５番２０号とする。

（事業）

第３条 伊丹ミュージアムは、第１条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 歴史、文化及び芸術に関する資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 歴史、文化及び芸術に関する調査研究に関すること。
- (3) 歴史、文化及び芸術に関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (4) 重要文化財旧岡田家住宅及び県指定文化財旧石橋家住宅の公開に関すること。
- (5) 歴史、文化及び芸術に関する活動のため、施設をその利用に供すること。
- (6) 歴史、文化及び芸術を通じた中心市街地の活性化に関すること。
- (7) 歴史、文化及び芸術に関する団体の育成に関すること。
- (8) その他市長が必要と認める事業

（指定管理者による管理）

第４条 市長は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に伊丹ミュージアムの管理を行わせる。

(開館時間)

第5条 伊丹ミュージアムの開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(休館日)

第6条 伊丹ミュージアムの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときは、その翌日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(観覧料)

第7条 伊丹ミュージアムが展示する資料を観覧しようとする者は、伊丹ミュージアムの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、別表第1に掲げる額を超えない範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の観覧料を、指定管理者に納付しなければならない。ただし、特別な事業を行う場合における観覧料の額は、1人1回につき2,000円を超えない範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額とする。

2 市長は、観覧料を指定管理者の収入として收受させるものとする。

(使用等の許可)

第8条 伊丹ミュージアムの施設を使用しようとする者及び伊丹ミュージアムが管理する資料（以下「ミュージアム資料」という。）を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可に管理上必要な条件を付することができる。

(許可の基準)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用又はミュージアム資料の利用（以下「施設の使用等」という。）を許可してはならない。

- (1) 公の秩序、風俗その他公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物又は付属設備若しくは備品（以下「建物等」という。）を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 伊丹ミュージアムの設置目的に反するおそれがあると認められるとき。
- (4) ミュージアム資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (5) 管理上支障があると認められるとき。
- (6) その他指定管理者が施設の使用等を不相当と認めるとき。

（施設料等）

第10条 施設の使用等の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

- (1) 施設の使用の許可を受けた者 別表第2に掲げる額を超えない範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の施設料
- (2) ミュージアム資料の利用の許可を受けた者 1点1回につき10,000円を超えない範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料

2 市長は、施設料及び利用料を指定管理者の収入として収受させるものとする。

（利用料金の減免）

第11条 指定管理者は、規則で定める基準により、利用料金を減免することができる。

（利用料金の還付）

第12条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、

規則で定める基準により，その全部又は一部を還付することができる。

（施設の使用等の目的の変更等の禁止）

第13条 使用者は，施設の使用等の目的を許可なく変更し，又はその施設の使用等の権利を譲渡し，若しくは転貸してはならない。

（施設の使用等の許可の取消し等）

第14条 指定管理者は，次の各号のいずれかに該当するときは，施設の使用等の許可を取り消し，又はその施設の使用等の条件を変更し，若しくはその施設の使用等を制限し，若しくは停止することができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が施設の使用等の条件に違反したとき。
- (3) 使用者が偽りその他不正の行為により施設の使用等の許可を受けたとき。
- (4) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定により使用者に損害が生じることがあっても，市及び指定管理者は，その賠償の責めを負わない。

（特別の設備等の承認）

第15条 使用者が，特別の設備をし，又は備付け以外の器具を使用しようとするときは，あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

（原状回復の義務）

第16条 使用者は，施設の使用等を終わったとき，又は第14条第1項の規定によりその施設の使用等の許可を取り消され，その施設の使用等の条件を変更され，若しくはその施設の使用等を制限され，若しくは停止されたときは，直ちに指定管理者の指示に従い，設備その他を原状に回復しなければならない。

（入館の制限）

第17条 指定管理者は，次の各号のいずれかに該当する者に対しては，伊丹ミュージアムへの入館を拒否し，又は退館を命ずるこ

とができる。

- (1) 建物等又はミュージアム資料を損傷し，若しくは滅失し，又はこれらのおそれがあると認められる者
 - (2) 他人に危害を及ぼし，若しくは他人の迷惑になる行為をし，又はこれらのおそれのある物品若しくは動物の類を携帯する者
 - (3) 管理上必要な指示に従わない者
- (損害賠償等の義務)

第18条 使用者その他伊丹ミュージアムを利用する者は，その責めに帰すべき理由により建物等又はミュージアム資料を損傷し，又は滅失したときは，速やかにこれを原状に回復し，又はその損害を賠償しなければならない。ただし，市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは，この限りでない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第19条 指定管理者が行う業務の範囲は，次のとおりとする。

- (1) 第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 第5条ただし書，第6条ただし書，第7条から第12条まで，第14条第1項及び第15条から第17条までに規定する事務に関すること。
- (3) 伊丹ミュージアムの建物等の維持管理に関すること。

(指定管理者不在の場合における市長による管理)

第20条 第4条の規定にかかわらず，市長は，指定管理者として指定すべきものがない場合，指定管理者の指定を取り消した場合その他やむを得ない事由のある場合は，自ら伊丹ミュージアムの管理を行うことができる。この場合において，第5条ただし書及び第6条ただし書中「指定管理者が必要と認めるときは，市長の承認を得て」とあるのは「市長が必要と認めるときは」と，第8条，第9条，第14条第1項及び第15条から第17条までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」として，これらの規定を適用する。

2 前項の規定により市長が伊丹ミュージアムの管理を行うときは，

伊丹ミュージアムが展示する資料を観覧しようとする者にあつては、第7条の規定にかかわらず、別表第1に掲げる額（特別の事業にあつては、1人1回につき2,000円）を超えない範囲内において市長が定める額を、施設の使用の許可を受けた者にあつては、第10条の規定にかかわらず、別表第2に掲げる額を超えない範囲内において市長が定める額を、ミュージアム資料の利用の許可を受けた者にあつては、同条の規定にかかわらず、1点1回につき10,000円を超えない範囲内において市長が定める額を、それぞれ使用料として市に納付しなければならない。

3 第11条及び第12条の規定は、前項の場合について準用する。
（委任）

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（伊丹市立博物館条例等の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 伊丹市立博物館条例（昭和45年伊丹市条例第26号）

(2) 伊丹市立美術館条例（昭和62年伊丹市条例第7号）

(3) 伊丹市立工芸センター条例（平成元年伊丹市条例第6号）

(4) 伊丹市立伊丹郷町館条例（平成13年伊丹市条例第4号）

（伊丹市立伊丹郷町館条例の廃止に伴う経過措置）

3 前項の規定による廃止前の伊丹市立伊丹郷町館条例の規定によりされた施設の使用に係る処分及び手続は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

別表第1

区分	観覧料の限度額（1人1回につき）	
	個人	団体（20人以上）
大人	200円	160円
学生	150円	120円

小人	100円	80円
----	------	-----

備考

- この表において「大人」とは，学生，小人及び小学校就学前の者以外の者をいう。
- この表において「学生」とは，大学，高等学校，中等教育学校の後期課程並びにこれらに準ずる学校の学生及び生徒をいう。
- この表において「小人」とは，中学校，中等教育学校の前期課程，小学校並びにこれらに準ずる学校の生徒及び児童をいう。

別表第2

区分		施設料の限度額 (1時間につき)
重要文化財旧岡田家住宅	酒蔵	1,500円
県指定文化財旧石橋家住宅	1階和室(座敷)	300円
	2階和室(座敷)	250円

備考

- 市民並びに宝塚市，川西市，三田市及び猪名川町の区域内に住所を有する者（以下「市民等」という。）以外の者が使用する場合の施設料の額は，この表に基づき指定管理者が定める施設料の額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 使用者が営業の宣伝その他営利を目的として使用する場合の施設料の額は，この表に基づき指定管理者が定める施設料の額（使用者が市民等以外の者であるときは，前項の規定による額）に100分の150を乗じて得た額とする。
- 施設料の算定において，10円未満の端数が生じたときは，これを切り捨てる。
- 特殊器具の利用料金の限度額については，1時間につき1,000円以内で市長が別に定める。

- 5 使用者が特別の設備をし，又は備付け以外の器具を使用して電気を使用するときは，実費を徴収することがある。
- 6 時間が1時間に満たないときは，1時間とする。